

横須賀市教育・保育施設等に対するこどもの安心・安全対策
支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園）、地域型保育事業（法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事業のうち居宅訪問型引く事業を除く）及び認可外保育施設（法第59条の2に基づく届出を行っている施設）に対する、送迎用バスへの安全装置の設置、ICTを活用した子どもの見守りサービス等の機器の導入、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等に対する補助金については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 本補助の対象事業は、次の各号に定める事業とする。

(1) 送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置を行うこと。

(2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器を導入すること。

(3) 睡眠中の事故防止対策支援事業

0歳から2歳の児童を対象として、睡眠中の事故を防止するための機器を導入すること。

(補助対象者)

第3条 各補助事業において、補助金の交付の対象となる者は、本市に所在する保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業者及び認可外保育施設（前条第3号については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局

長通知)に定める証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けている又は交付予定の施設に限る)とする。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の額は予算の範囲内において、以下のとおりとする。

- 1 第2条第1号の事業において、補助対象経費及び1施設当たりの基準単価等は別表1のとおりとする。(対象経費の実支出額が基準単価を超えない場合は、当該実支出額とし、当該実支出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- 2 第2条第2号及び第3号の事業において、別表1に定める基準額と対象経費を比較していずれか低い額に対して、補助率を乗して得た額とする。(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の申請書に次に掲げる書類を添えて市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 機器等のメーカー・型番と補助対象経費の内訳がわかる見積書
- (4) 購入(導入)する機器が必要な機能を備えていることがわかる書類(製品パンフレット等)
- (5) その他参考となる書類

(実績報告)

第6条 補助事業者は、規則第10条第1項の実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費の領収証等支払いをしたことが確認できる書類
- (4) 購入(導入)した機器の写真(機器等の設置場所等が判別できるもの及びメーカー・型番等が判別できるもの)
- (5) その他参考となる書類

(書類等の整備)

第7条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 規則第15条の規定による補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産その他市長が指定する財産は補助対象となった機械・機器のうち単価30万円以上の物とし、同条に規定する市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間とする。

2 前項の期間の始期は、実績報告書により補助事業が適正に完了していることを確認した日とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

補助事業	基準額	補助対象経費	補助率
(1) 送迎用バスの改修支援事業	175千円までを上限とした実費に対する定額補助（1台当たり）	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	定額
(2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業	1施設当たり200千円以内	ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	4/5
(3) 睡眠中の事故防止対策支援事業	1施設当たり500千円以内	睡眠中の事故防止対策支援事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用	3/4

- ※ 1 (1) の事業の対象となる、安全装置については購入を原則とするが、リースの場合は令和 5 年度末までのリース料を限度とする。
- ※ 2 (1) の事業の対象となる自動車については児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）とする。
- ※ 3 (1) の事業の対象となる安全装置については国土交通省が令和 4 年 12 月 20 日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものとする。
- ※ 4 (1) の事業の安全装置については、送迎用バス 1 台につき安全装置 1 台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。
- ※ 5 (2) の事業の対象となる機器については、GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。
- ※ 6 (3) の事業の対象となる機器については、対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。機器の選定に当たっては、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

※7 (3)の事業の対象機器については、使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。